

大分類 H — 金融業及び保険業

總 説

この大分類は、金融業（銀行業、信託業、証券業及びその他の金融業）、保険業（保険業及び保険代理業）、並びにこれらに附帯するサービス業を含む。

政府企業である郵便貯金、簡易生命保険及び主として金融業又は保険業に従事する協同組合も本分類に含まれる。

中分類 50 — 銀行及び信託業

總 説

この中分類は、中央銀行並びに銀行業、及びこれと似た機能を持つ金融機関を含む。

小分類501から505までは活動中の金融機関であり、小分類506は休業中、及び清算中の金融機関である。小分類507は政府の金融機関である。

小分類 細分類
番 號 番 號

501 日 本 銀 行

5011 日 本 銀 行

日本唯一の銀行券発行の特権を有する中央銀行であつて、又政府の國庫事務をも取扱う。本分類には日本銀行本店及びその支店を含む。

○日本銀行本店及び支店;

502 銀 行

5021 普 通 銀 行

商業銀行の通常機能を遂行するものをいう。信託銀行も本分類に含まれる。本分類は必要があれば五桁の数字符號で大銀行、小銀行に區分する。

×信 託 會 社

5022 債 券 を 發 行 す る 銀 行

法律の定めるところにより、債券を発行し、原則として長期金融を行うほか制限された預金業務を行うものをいう。

○日本興業銀行

503 貯 蓄 銀 行

5031 貯 蓄 銀 行

比較的零細な貯金の吸収を目的とする銀行をいう。本分類は必要があれば五桁の数字符號で相互貯蓄銀行と株式貯蓄銀行に區分する。

504 信 託 會 社

5041 信 託 會 社

金錢信託その他各種信託業務を行うものをいう。

○日本投資信託株式會社

505 外 國 銀 行 支 店

5051 外 國 銀 行 支 店

中分類50—銀行及び信託業

- 506 休業中又は清算中の銀行、信託会社
- 507 休業中又は清算中の銀行、信託会社
銀行、信託会社で休業中又は清算中のものをいう。
○銀行、信託会社（休業中又は清算中のもの）。
- 507 政府金融機関
- 5071 大蔵省預金部
官營の生命保険料及び郵便貯金、その他政府會計の豫備金を受け入れて、これを運用する預金部をいう。
- 5072 郵政省貯金局及び同支局
郵便貯金勘定の記録募集及び維持に従事する官營の貯金局、及び同支局をいう。
○貯金局及び同支局
- 5073 復興金融金庫
日本經濟復興のために必要な資金であつて、しかも一般金融機關で賄うことができない資金及び各種公團の運営資金を供給するために全額政府が出資した融資機關をいう。これは預金業務を行わない。

中分類 51 — 農林水産金融業

總 說

この中分類は、協同組合組織による農林中央金庫と、その傘下にある協同組合組織の農林水産金融機関（地域的再割引及び融資機関を含む）及び、主として信用事業を営む各種協同組合をいう。小分類511から513までは活動中のものであり、小分類514は休業中、及び清算中のものである。

小分類 細分類
番 號 番 號

- 511 農林水産金融業に対する中央再割引及び融資機関（農林中央金庫）
- 5111 農林水産金融業に対する中央再割引及び融資機関（農林中央金庫）
信用事業を営む農業、林業、水産業の各種協同組合及び同連合会の中央機関たる機能を遂行し、債券発行の特権を有するものをいう。
○農林中央金庫
- 512 農林水産金融業に対する地域的再割引及び融資機関
- 5121 信用農業協同組合連合會
農林中央金庫と信用事業を営む農業協同組合の中間に介在し、出資者である農業協同組合の地方的親銀行の機能を遂行するものをいう。
- 5122 信用漁業協同組合連合會及び信用水産加工業協同組合連合會
農林中央金庫と、信用事業を営む漁業協同組合及び水産加工業協同組合の中間に介在し、出資者である漁業協同組合及び水産加工業協同組合の地方的親銀行の機能を遂行するものをいう。
○漁業協同組合連合會（信用事業を営むもの）；水産加工業協同組合連合會（信用事業を営むもの）。
- 5129 他に分類されない農林水産金融業に対する地域的再割引及び融資機関
○森林組合連合會（主として信用事業を営むもの）。
- 513 農林水産業に対する地域的金融機関
- 5131 主として信用事業を営む農業協同組合
組合員である農業者に對し、金融の便益を供することを專業又は主な業務とする組合をいう。必要があれば五桁の數字符號を用い、信用農業協同組合及び主として信用事業に従事する農業協同組合に分ける。
○信用農業協同組合；農業協同組合（信用事業を主とするもの）
- 5132 主として信用事業を営む漁業協同組合及び水産加工業協同組合

中分類51—農林水産金融業

組合員たる漁業者，又は水産加工業者に對し，金融の便益を供することを専業又は主たる業務とする組合をいう。

○漁業協同組合（主として信用事業を営むもの）；水産加工業協同組合（主として信用事業を営むもの）

5139 他に分類されない農林水産業に對する地域的金融機關

○森林組合（主として信用事業を営むもの）

514 休業中又は清算中の農林水産業に對する金融機關

5141 休業中又は清算中の農林水産業に對する金融機關

主として信用事業を営む休業中，又は清算中の農林水産業に對する金融機關をいう。

○農林水産業に對する金融機關（休業中，又は清算中のもの）

中分類 52 — 中小商工金融業及び庶民金融業

總 說

この中分類は、比較的小規模の商工業等の企業經營のため及び一般庶民の生活のための金融的便益を供する各種金融機關をいう。中小商工金融を同一の中分類に含ませたのは、この種の金融は事實上同一金融機關により併せ営まれている場合が多いからである。小分類 521 乃至 523 は活動中のものであり、小分類 524 は休業中又は清算中のものである。

小分類 細分類
番 號 番 號

- | | |
|------|--|
| 521 | 中小商工金融業及び庶民金融業に対する再割引及び融資機關（商工組合中央金庫） |
| 5211 | 中小商工金融業及び庶民金融業に対する再割引及び融資機關（商工組合中央金庫）
出資組合から預金を受けている外、債券發行の特権を有し、主として所屬組合に對し無擔保で資金を融通するものをいう。
○商工組合中央金庫 |
| 522 | 國民金融公庫 |
| 5221 | 國民金融公庫
政府出資をもつて直接中小商工金融及び庶民金融業を営むものをいう。 |
| 523 | 中小商工業及び一般庶民に對する地域的金融機關 |
| 5231 | 信用組合又は信用協同組合
原則として組合員から預金を受け入れ、中小企業資金並びに一般庶民の生活資金を融通することを専業、又は主な業務とする組合をいう。
○市街地信用組合；産業組合（主として信用専業を営むもので昭和23年10月1日から昭和24年内に市街地信用組合又は24年7月1日より8箇月以内に信用協同組合に組織を變更しなければならない）。 |
| 5232 | 金錢無盡會社
無盡の方法により金錢の給付を行う外、通常の預金、貸付業務を営むものをいう。
○無盡會社 |
| 5233 | 物品無盡會社
無盡の方法により物品の給付をなすものをいう。 |

中分類52—中小商工金融業及び庶民金融業

- 住宅無盡會社; 建物無盡會社
- 5234 質 屋
地方公共團體; 又は公益法人により営まれる公益質屋と私營質屋とをいう。いずれも物品を質にとつて一般庶民の生活資金を融通する。
- 公益質屋; 質店
- 5235 貸 金 業
主として無擔保、高金利で生業資金及び生活資金を供給する會社、又は個人(通常高利貸と呼ばれる)をいう。
- 高利貸業; 金融商會(貸金業のもの); 殖産會社(貸金業のもの)
- 5239 他に分類されない中小商工金融業及び庶民金融業
他に分類されない主として中小商工業、又は一般庶民の金融に従事する事業所をいう。
官公廳並びに一般會社、團體等の従業員の間になられている金融事業を主とする共済組合等で、相互扶助的に金融を行うものを含む。必要があれば五桁の數字符號を用い、講會、共済組合に區分する。
- 類母子講(有志が集つて相互扶助的に庶民金融を行うもの); 講會(有志が集つて相互扶助的に庶民金融を行うもの); 會(有志が集まつて相互扶助的に庶民金融を行うもの)
- 524 休業中又は清算中の中小商工業に對する金融業及び庶民金融業
- 5241 休業中又は清算中の中小商工業に對する金融業及び庶民金融業
休業中又は清算中の中小商工金融業及び一般庶民の金融機關をいう。
- 質屋(休業中又は清算中のもの); 講(休業中又は清算中のもの)

中分類 53 — 補助的金融業及び金融附帯業

總 説

本中分類は所謂金融業務を営むものではないがこれと密接に関連する補助的、附随業務を営む機関を含む。

小分類 細分類
番 號 番 號

531 補助的金融業及び金融附帯業

5311 短資業（証券業を除く）

金融機關相互間に介在し、自己の危険において又は仲介的に、短期大口の資金需要を媒介する機能を営むことを主な業務とするものをいう。

○短資會社；ビルブローカー（主として短期大口の資金需要を媒介するもの）

5312 兩 替 業

停車場、競馬場等において、一定の手数料をとつて顧客の便益のために、高額面通貨と小額面通貨とを兩替する機能を営むものをいう。

○兩替屋；外國貨幣兩替業

5313 手 形 交 換 所

全國主要都市に存在し、加盟金融機關相互間の小切手、手形の交換決済の機能を営む非營利的機關をいう。

5319 他に分類されない補助的金融業及び金融附帯業

他に分類されない補助的金融業及び金融附帯業をいう。

「銀行協會」は大分類K—サービス業に、「信用保證協會」は中分類55—保險業に分類される。

中分類 54 — 証券業及び商品取引業

總 説

この中分類は、証券業、証券取引業、証券取引所、相場案内業及びその他これらと類似した業務を営むものをいう。

小分類 細分類
番 號 番 號

541

証 券 業

5411 証券取引所会員の証券業

証券取引委員会に登録した証券業者で証券取引所の会員であるものをいう。本分類には証券取引所会員である才取会員（仲立会員）を含み、必要があれば五桁の数字符號を用いて本店と支店、その他の事業所の三つに区分する。

○証券業（証券取引所会員のもの）；株屋（証券取引所会員のもの）；債券賣買業（証券取引所会員のもの）；才取業（証券取引所会員のもの）；仲立業（証券取引所会員のもの）

5412 証券取引所会員でない証券業

証券取引所の会員でなく証券取引委員会に登録した証券業者をいう。必要があれば五桁の数字符號を用いて本店、支店その他の事業所の三つに区分する。

○証券業（証券取引所会員でないもの）；株屋（証券取引所会員でないもの）；債券賣買業（証券取引所の会員でないもの）。

5413 証券業者の代理店

証券業者の業務の代理をなすものをいう。

○証券業代理店

542

商 品 取 引 業

5421 商品取引所会員の商品取引業

政府の免許を受けた商品取引所の会員又はその取引員の商品取引業をいう。

543

取引所及び取引清算所

会員のために場所及び設備を提供し、証券若しくは商品の賣買、受渡、又は精算を行う事業所をいう。

5431 証券取引所

証券取引委員会に登録した証券取引所をいう。

5432 商品取引所

中分類54—証券業及び商品取引業

政府の免許をうけた商品取引所をいう。

5433 証券取引所清算所

証券取引の会員間の取引を決済するために、主として証券の受渡し又は清算を行う機関をいう。

5434 商品取引所清算所

商品取引所の会員又は取引員間の取引を決済するために、主として商品の受渡し、又は、清算を行う事業所をいう。

5439 他に分類されない取引所及び取引清算所

544 相場案内業

5441 相場案内業

電信、相場表示機又は印刷物によつて取引所における証券、又は商品の取引量及び価格に関する情報を提供することを業務とするものをいう。この細分類には、取引所において取引された証券、及び商品の付け値を時々刻々に通報するサービス業を含む。

中分類 55 — 保 險 業

この中分類には、あらゆる形態の生命、火災海上その他の保険業を営むものをいう。

小分類 細分類
番 號 番 號

- 551 生命保険業
- 5511 生命保険株式会社
 保険業法による株式組織の生命保険会社をいう。株主は利益配當を受ける。現在該當するものがない。
- 5512 生命保険相互会社
 保険契約者が最後の支配権を持つ保険業法による生命保険相互会社をいう。
- 5513 混合（株式組織と相互組織との）生命保険会社
 生命保険株式会社で保険契約者が株主とともに配當を受けるものをいう。
- 5514 生命保険協同組合
 組合員に對して保険契約を行う協同組合をいう。
- 5515 生命再保険会社
 保険会社で主として他の保険会社の引受けた生命保険を再保険する業務を営むものをいう。
- 5516 簡易保険局及び同支局
 生命保険事業に従事する政府機關で、民間会社に於て扱えない比較的零細な金額を扱う事業所をいう。
 ○簡易保険局；簡易保険局支局
- 5519 他に分類されない生命保険業
 他に分類されない生命保険業をいう。外國生命保険会社支店を含む。
 ○外國生命保険会社支店
- 552 火災海上保険業
- 5521 火災海上保険株式会社
 保険業法による株式組織の火災海上保険会社をいう。株主は利益配當を受ける。
- 5522 火災海上保険相互会社
 保険契約者が最後の支配権を持つ保険業法による火災海上保険会社をいう。
- 5523 火災海上保険協同組合
 組合員に對して保険契約を行う協同組合をいう。

中分類55-保 險 業

- 5524 火災海上再保険會社
保險會社で、主として他の保險會社の引受けた火災海上保險を再保險する業務を営むものをいう。
- 5529 他に分類されない火災海上保險業
他に分類されない火災海上保險業をいう。外國火災海上保險會社支店を含む。
○外國火災海上保險會社支店；船舶保險組合
- 553 金融保險業
- 5531 預金保險會社
金融機關の預金の保險又は保證を行う會社をいう。
- 5532 信用保證協會
金融債務の保證を行う協會をいう。
- 559 他に分類されない保險業
- 5599 他に分類されない保險業
傷害、盜難、運送保險等を主とする事業所をいう。
○盜難保險業；運送保險業；傷害保險業

中分類 56 — 保険媒介代理業及び保険サービス業

總 説

この中分類は、保険代理業並びに保険会社及び保険契約者に對する保険サービス業を營むものをいう。

小分類 細分類
番 號 番 號

- | | |
|------|--|
| 561 | 保険媒介代理業 |
| 5611 | 生命保険媒介業
保険業者のために生命保険契約を募集し保険料を収集することに従事するものをいう。 |
| 5612 | 火災海上保険代理業
保険業者、又は保険契約者のために、火災海上保険契約の締結、保険料の収納に従事する代理店をいう。 |
| 5619 | 他に分類されない保険媒介代理業 |
| 562 | 保険サービス業 |
| 5621 | 損害保険料率算出團體
生命保険以外の各種保険の危険を調査し、保険料率の算出に従事する團體をいう。 |
| 5622 | 損害査定業
保険業者から独立した經營による損害査定業をいう。 |
| 5629 | 他に分類されない保険サービス業 |